

【 離婚関係 】

着手金

◇ 交渉 から開始	27万5000円
調停移行時	+11万0000円
本訴移行時	+16万5000円
◇ 調停 から開始	27万5000円
本訴移行時	+22万0000円
◇ 訴訟 から開始	44万0000円

※離婚を求められる（相手方・被告）場合も同様。

報酬金

1. 離婚のみ

..... 33万円

※離婚を求められる（相手方・被告）場合も同様。

2. 慰謝料、財産分与あり

..... 規定（4頁）通り

* 支払を受ける場合 : 給付基準額

* 支払う場合 : 減額基準額

3. 養育費

請求する場合 3ヶ月の支払を確認後、2年分の11%

請求される場合 養育費が主たる争点である場合、減額額の
2年分の11%か、11万円のいずれか多い方

4. 親権取得（主たる争点である場合）

..... 27万5000円

※ 計算方法

「1.」と「2.」のいずれか多い方
に「3.」以下の報酬額を加算した金額。

<離婚の請求を伴う場合>

◇ 婚姻費用分担請求 ◇

着手金	・・・・・・・・・・・・・・・・	5万5000円
報酬金	3ヶ月の支払いを確認後、現実受領額の11% (上限2年分)	

◇ 子の監護者指定・引渡申立 ◇

着手金	・・・・・・・・・・・・・・・・	11万0000円
報酬金	(監護者指定のとき) ・・・	27万5000円

※監護者指定が主たる争点の場合。
※強制執行にかかる費用は別途請求する場合あり。
※但し、離婚中止の場合の報酬金は、伴わない場合
の監護者指定・引渡申立の例による。

◇ 面会交流申立 ◇

着手金	・・・・・・・・・・・・・・・・	5万5000円
報酬金	実施のとき ・・・・・・・・	5万5000円

※但し、離婚中止の場合の報酬金は、伴わない場合
の面会交流の例による。

◇ DV保護命令申立 ◇

着手金	・・・・・・・・・・・・・・・・	11万円
報酬金	(申立が認められたとき)	11万円

<離婚の請求を伴わない場合>

◇ 婚姻費用分担請求 ◇

着手金 22 万円
報酬金 3 ヶ月の支払いを確認後, 現実受領額の 11%
(上限 2 年分)

◇ 財産分与請求 ◇

着手金 33 万円
報酬金 規定どおり (4 頁参照)

◇ 養育費請求 ◇

着手金 22 万円
報酬金 3 ヶ月の支払を確認後 2 年分の 11%

◇ 養育費・婚姻費用増減額請求 ◇

着手金 22 万円
報酬金 3 ヶ月の支払を確認後, 増減額分の 2 年分の 11%か
22 万円のいずれが多い方。

◇ 面会交流 ◇ (条件変更も含む)

着手金 22 万円
報酬金 認容・和解時 11 万円 初回実施時 11 万円

◇ 親権者変更 ◇

着手金 33 万円
報酬金 33 万円

◇ 子の監護者指定・引渡申立 ◇ ※強制執行は別途

着手金 33 万円
報酬金 指定時 33 万円